

告 示

埼玉県告示第千三百七十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町七本木三千百三十八番地十 関口 航也

二 指定年月日

令和二年十一月二十五日